平成３０年５月１２日

保護者様

シアトル日本語補習学校
校　　長　中野龍文
園長・高校長　成田智子

一時帰国中の体験入学の扱い（みなし出席）等について

新緑の青葉が繁る季節となりましたが、皆様方には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本校教育活動にご理解とご協力を頂き、深く感謝申し上げます。
さて、７月からの夏休みを控え、一時帰国時の体験入学について本校の方針をご確認ください。

体験入学時の見なし出席について

６月、７月に日本の学校に体験入学した日数は、補習校に出席していたとみなします。（みなし出席）

みなし出席の原則

①　みなし出席は同月内に限って考える。　②　一時帰国期間に限る。

【例】6 月 20 日から 7 月 7 日まで日本に一時帰国する場合

| 月 | ６　月 | | |